

武雄市防災行政放送戸別受信機に係る確認事項

【全体的なこと】

- ・防災行政放送戸別受信機（以下、「受信機」という。）は、ケーブルテレビ回線を利用して放送を行います。
- ・ケーブルテレビ未加入の御家庭でも設置できます。

【申し込み・各種代金など】

- ・受信機設置希望の方は、「武雄市防災行政放送戸別受信機貸与申請書兼同意書」（様式1）をご提出ください。
- ・設置希望の方は申請書兼同意書に必要事項を記入し、各町公民館、武雄市役所 防災・減災課にお持ち頂くか、同封の返信用封筒（切手は必要ありません）にて郵送下さい。
- ・受信機は、住居もしくは店舗兼住居への設置となり、世帯に1台『 無料 』でお貸しします。
- ・2世帯住宅において、住民票上の世帯が別であれば、それぞれの世帯に「1台」『 無料 』でお貸しします。
- ・受信機 「1台目」の設置、その後の新築工事、改築工事、移設工事の際に於ける代金は『 無料 』です。
- ・受信機 「2台目以降」の受信機代金は、1台あたり『 9,460円（税込） 』 「2ヶ所目」からの設置等の代金は、1ヶ所につき『 11,000円（税込） 』となり『 有料 』です。
- ・会社や工場、住居を別とする店舗等は『有料』となります。受信機代金は1台あたり『9,460円（税込）』です。設置等の代金については、武雄市役所 防災・減災課（TEL：23-9223）へご連絡下さい。
- ・アパートや借家等にお住まいの方は、「 大家さん 」もしくは「 各世帯 」のいずれかでお申し込み下さい。
- ・市営住宅にお住まいの方は、「 各世帯 」でお申し込み下さい。

【配線作業など】

- ・受信機の設置のため配線作業等が必要となります。なお、設置を行う際には、立会いをお願いします。
- ・設置日については事前にご相談させていただきます。設置までの間に受信機を置く場所を決めておいて下さい。
- ・設置の時間の目安は、ケーブルテレビ加入者で30分～1時間程度、未加入者で1時間30分程度です。
- ・ケーブルテレビに加入されている御家庭は、既存の配線を利用します。
- ・ケーブルテレビに未加入の御家庭は、最寄りの電柱から新たにケーブル線の引き込みを行います。
- ・設置は、家の方と話し合いながら行いますが、屋内の配線は基本「 露出配線 」となります。

【メンテナンスなど】

- ・受信機には、電源が必要となります。（ 付属の電源コードは2メートル ）
- ・電源コンセントは常に入れておいてください。電源が入っていないと、放送は流れません。
- ・停電時のバックアップ電源は、単三電池4本（ 連続放送時2時間・待機時60時間 ）です。
- ・電池は定期的に交換してください。故障の原因となります。（ 本体前面の電源ランプ点滅が交換の目安 ）
- ・緊急時放送（ 気象・防災・火災情報 ）は、設定音量に関係なく、自動的に最大音量での放送となります。

【不具合時の対応など】

- ・機器故障などによる不具合の場合、緊急情報の受信ができない場合があります。
- ・受信機の故障修理等などの代金は原則「 市が負担 」します。ただし、故意または過失による故障（ 投げつけたり、水をかけたりなど ）は、利用者の負担となります。
- ・不具合時の連絡先は、武雄市役所 防災・減災課（TEL：23-9223）へご連絡下さい。

【その他】

- ・設置は、申請書を取りまとめた後に、令和3年度から順次、設置業者が行う予定です。
- ・設置業者は身分証、腕章を着けています。設置時に、設置業者から金銭の請求は一切ありません。
- ・設置意向調査で設置を希望された方でも、必ず同封の申請書兼同意書をご提出下さい。
- ・申請書兼同意書は、印鑑不用です。

武雄市防災行政放送戸別受信機貸与に関する利用規約

【防災行政放送戸別受信機利用規約】

（貸与の対象及び台数等）

無償貸与の対象は下記の者とし、1台を無償貸与する。

- (1) 武雄市に居住する世帯主
- (2) 市長が防災上必要と認めた施設
- (3) その他市長が必要と認めた場合

（貸与の申請）

防災行政放送戸別受信機(以下、「受信機」という。)の貸与を受けようとする者は、武雄市防災行政放送戸別受信機貸与申請書兼同意書(様式1)を武雄市に提出しなければならない。

（費用負担）

受信機の利用者は、下記の費用については自己負担とする。

- (1) 受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池の購入及び交換の費用
- (2) 2台目以降の受信機、2か所以上の配線工事等に要する費用(1台目は無料)

（保管義務）

利用者は利用にあたり、下記の事項を遵守する。

- (1) 善良な管理の下に使用すること。
- (2) 第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 受信機及び配線の改造等原型を変える行為をしないこと。

（変更の届出）

利用者は、転居等により受信機の設置場所を変更しようとするときは、変更届(様式2)により武雄市に届け出なければならない。

（返納の届出）

利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに受信機を武雄市に返還しなければならない。

- (1) 建物の滅失等により受信機が不要になったとき。
- (2) 利用者が市外へ転出したとき。
- (3) 施設等の閉鎖等があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還を求めたとき。

（損害賠償の義務）

受信機を故意又は過失により損傷若しくは滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

【問合せ先】 武雄市役所 防災・減災課

電話:0954-23-9223(直通) ・ ファクス:0954-23-9115 ・ メール:anzen@city.takeo.lg.jp